

## 7月

### ●7月10日

- 1 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付（年2回納付の特例適用者は1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付）

### ●7月16日

- 2 所得税の予定納税額の減額申請

### ●7月31日

- 3 所得税の予定納税額の納付（第1期分）
- 4 5月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
- 5 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 7 11月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
- 8 消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 9 消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（3月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉

### ●7月中において市町村の条例で定める日

- 10 固定資産税（都市計画税）の第2期分の納付

※ 税理士法施行68周年  
 昭和26年6月15日公布  
 昭和26年7月15日施行

## 8月

### ●8月13日

- 1 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

### ●9月2日

- 2 6月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
- 3 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 4 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 5 12月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
- 6 消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 7 消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（4月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉
- 8 個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告

### ●8月中において都道府県の条例で定める日

- 9 個人事業税の納付（第1期分）

### ●8月中において市町村の条例で定める日

- 10 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第2期分）

## 9月

### ●9月10日

- 1 8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

### ●9月30日

- 2 7月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
- 3 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 4 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 5 1月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
- 6 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 7 消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（5月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉

## 目次

税務カレンダー	1
令和元年度定時総会概要報告	2
春の表彰受賞者紹介	5
令和2年度税制改正に関する提言	6
健康情報 『懸念されていた糖尿病の有病者が、初めて1千万人の大台に』	9
経営のヒント	
職場用語 敬語三種に強くなる	10
働き方改革で変わるこれからの賃金制度	11
小学生の税に関する絵はがきコンクール優秀賞・女性部会賞作品紹介	13
部会だより	15
会員企業紹介	16
地区会だより・新会員・部会員紹介	17

### 最近の話題から

日産のカルロス・ゴーン会長兼CEOが逮捕、勾留され、解・辞任	19
第二の人生と、自己実現	20
税理士会コーナー	
税理士会からのお知らせ	21
経営寸話【税理士 白田 潤】	22
税務署コーナー	
キャッシュレスでの支払いに対してポイント還元を実施します！	23
キャッシュレス消費者還元事業のメリット	24
キャッシュレス決済端末の支援について	25
お知らせ・表紙説明	26

総会  
概要報告



横田会長

令和元年度一般社団法人高崎法人会 定時総会を、去る五月二十四日（金）午後四時より、ホテルグランビュール高崎にて、ご来賓並びに会員・役員約220名が参加して開催され、下記の議案及び報告事項が承認、報告されました。

挨拶の中で横田会長は、景気を取り巻く環境が厳しい令和の幕開けだが、行動を起こすことが肝要だと語り、法人会としても税制提言や、社会貢献活動を活発にしたいと述べました。



○議案を承認

議案第一号

平成三十年年度収支決算承認の件

（三十年年度収支決算に関する監査報告）

議案第二号

任期満了に伴う役員改選の件

議案第三号

定款の一部変更承認の件

○報告事項

①平成三十年度事業報告

②令和元年度事業計画及び収支予算

※議案の概略については三・四頁参照。  
※皆様にご承認いただきました議案及び報告事項につきましては、高崎法人会ホームページの情報公開資料のページにて適宜掲載してまいります。

○表彰式

議事終了後、表彰式が行われ、役員功労者表彰、組織充実功労地区会表彰、組織充実功労者表彰、会員増強目標達成賞、厚生制度推進功労者感謝状贈呈、優良経理担当者表彰を行いました。

また、高崎税務署長より高崎税務署長感謝状、高崎行政県税事務所より、高崎行政県税事務所長感謝状の贈呈が行われました。

○高崎税務署長、税理士会高崎支部長が祝辞

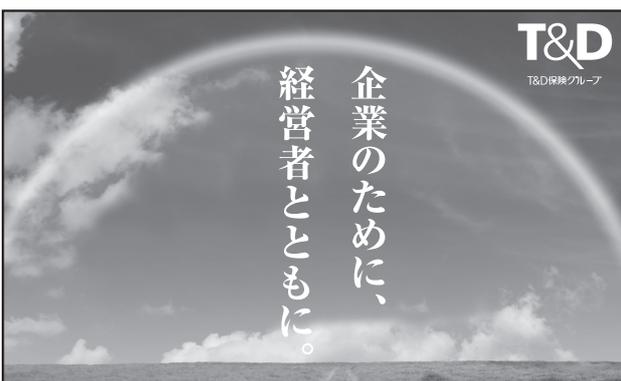


田中高崎税務署長

ご臨席いただいた多数のご来賓を代表して、田中高崎税務署長、市川税理士会高崎支部長よりご祝辞を頂戴しました。



市川税理士会高崎支部長



大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

**DAIDO 大同生命保険株式会社**

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5  
(大同生命前橋ビル4F)  
TEL 027-223-5260

貸借対照表

—平成31年3月31日現在—

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
普通預金	5,694,972	6,609,496	△ 914,524
前払金	9,594,047	9,179,212	414,835
<b>流動資産合計</b>	<b>15,289,019</b>	<b>15,788,708</b>	<b>△ 499,689</b>
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	7,000,000	7,000,000	0
<b>基本財産合計</b>	<b>7,000,000</b>	<b>7,000,000</b>	<b>0</b>
(2) 特定資産			
社会貢献活動引当資産	700,825	700,765	60
周年行事引当資産	4,567,064	4,566,677	387
退職給付引当資産	6,111,497	5,611,021	500,476
財政調整引当資産	5,000,000	5,000,000	0
地区会・部会引当資産	3,887,042	4,087,627	△ 200,585
<b>特定資産合計</b>	<b>20,266,428</b>	<b>19,966,090</b>	<b>300,338</b>
(3) その他固定資産			
什器備品	145,717	193,373	△ 47,656
電話加入権	155,784	155,784	0
保証金	2,299,000	2,299,000	0
<b>その他固定資産合計</b>	<b>2,600,501</b>	<b>2,648,157</b>	<b>△ 47,656</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>29,866,929</b>	<b>29,614,247</b>	<b>252,682</b>
<b>資産合計</b>	<b>45,155,948</b>	<b>45,402,955</b>	<b>△ 247,007</b>
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
預り金	478,433	460,023	18,410
<b>流動負債合計</b>	<b>478,433</b>	<b>460,023</b>	<b>18,410</b>
2. 固定負債			
退職給付引当金	6,111,497	5,611,021	500,476
<b>固定負債合計</b>	<b>6,111,497</b>	<b>5,611,021</b>	<b>500,476</b>
<b>負債合計</b>	<b>6,589,930</b>	<b>6,071,044</b>	<b>518,886</b>
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 基金			
基金	0	0	0
2. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
3. 一般正味財産			
(1) 代替基金	0	0	0
(2) その他一般正味財産	38,566,018	39,331,911	△ 765,893
<b>一般正味財産合計</b>	<b>38,566,018</b>	<b>39,331,911</b>	<b>△ 765,893</b>
(うち基本財産への充当額)	(7,000,000)	(7,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(14,154,931)	(14,355,069)	(△200,138)
<b>正味財産合計</b>	<b>38,566,018</b>	<b>39,331,911</b>	<b>△ 765,893</b>
<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>45,155,948</b>	<b>45,402,955</b>	<b>△ 247,007</b>

平成30年度正味財産増減計算書

—平成30年4月1日～平成31年3月31日—

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
<b>I 一般正味財産増減の部</b>			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	595	595	0
特定資産運用益	1,161	939	222
受取会費	28,525,000	29,053,000	△ 528,000
事業収益	843,500	854,000	△ 10,500
受取補助金等	18,088,700	17,895,077	193,623
受取負担金	10,615,724	10,396,930	218,794
雑収益	1,585,451	1,318,505	266,946
<b>【経常収益計】</b>	<b>59,660,131</b>	<b>59,519,046</b>	<b>141,085</b>
(2) 経常費用			
事業費	52,255,940	49,873,615	2,382,325
(税の啓発活動事業)	6,453,598	6,880,417	△ 426,819
(税務経営支援事業)	155,520	155,520	0
(地域社会貢献事業)	3,666,228	3,332,534	333,694
(会員増強事業)	440,657	457,689	△ 17,032
(会員支援事業)	938,820	801,876	136,944
(地区会・部会支援事業)	18,475,565	16,729,263	1,746,302
(按分共通費用)	22,125,552	21,516,316	609,236
管理費	8,170,084	8,206,369	△ 36,285
<b>【経常費用計】</b>	<b>60,426,024</b>	<b>58,079,984</b>	<b>2,346,040</b>
<b>【当期経常増減額】</b>	<b>△ 765,893</b>	<b>1,439,062</b>	<b>△ 2,204,955</b>
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
<b>【経常外収益計】</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
(2) 経常外費用	0	0	0
<b>【経常外費用計】</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>【当期経常外増減額】</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>【当期一般正味財産増減額】</b>	<b>△ 765,893</b>	<b>1,439,062</b>	<b>△ 2,204,955</b>
<b>【一般正味財産期首残高】</b>	<b>39,331,911</b>	<b>37,892,849</b>	<b>1,439,062</b>
<b>【一般正味財産期末残高】</b>	<b>38,566,018</b>	<b>39,331,911</b>	<b>△ 765,893</b>
<b>II 指定正味財産増減の部</b>			
受取補助金等	16,337,700	15,924,800	412,900
一般正味財産への振替額	△ 16,337,700	△ 15,924,800	△ 412,900
<b>【当期指定正味財産増減額】</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>【指定正味財産期首残高】</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>【指定正味財産期末残高】</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>III 正味財産期末残高</b>	<b>38,566,018</b>	<b>39,331,911</b>	<b>△ 765,893</b>

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



法人会のビジネスガード  
**Business Guard** *Series*

AIG損害保険株式会社 高崎支店 TEL. 027-363-4122

会社で入る  
医療補償

**ハイパーメディカル**

業務災害総合保険 疾病入院医療費用保険金・疾病入院医療保険金 等セット

政府労災の  
上乗せ補償

**ハイパー任意労災**

業務災害総合保険 地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

B-152291 2020-01

令和元年度収支予算書

—平成31年4月1日～令和2年3月31日—

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	5,000	5,000	0
特定資産運用益	5,000	5,000	0
受取会費	29,400,000	29,600,000	△ 200,000
事業収益	890,000	890,000	0
受取補助金等	18,907,600	17,905,700	1,001,900
受取負担金	11,100,000	11,770,000	△ 670,000
雑収益	1,260,000	1,260,000	0
【経常収益計】	61,567,600	61,435,700	131,900
(2) 経常費用			
事業費	55,442,900	57,392,700	△ 1,949,800
(税の啓発活動費)	7,600,000	7,338,000	262,000
(税務経営支援事業)	160,000	160,000	0
(地域社会貢献事業)	3,830,000	4,040,000	△ 210,000
(会員増強事業)	480,000	420,000	60,000
(会員支援事業)	740,000	660,000	80,000
(地区会・部会支援事業)	19,430,000	22,320,000	△ 2,890,000
(按分共通費用)	23,202,900	22,454,700	748,200
管理費	8,617,100	8,505,300	111,800
【経常費用計】	64,060,000	65,898,000	△ 1,838,000
【当期経常増減額】	△ 2,492,400	△ 4,462,300	1,969,900
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
【経常外収益計】	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
【経常外費用計】	0	0	0
【当期経常外増減額】	0	0	0
【当期一般正味財産増減額】	△ 2,492,400	△ 4,462,300	1,969,900
【一般正味財産期首残高】	38,566,018	39,331,911	△ 765,893
【一般正味財産期末残高】	36,073,618	34,869,611	1,204,007
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	17,058,700	16,337,700	721,000
一般正味財産への振替額	△ 17,058,700	△ 16,337,700	△ 721,000
【当期指定正味財産増減額】	0	0	0
【指定正味財産期首残高】	0	0	0
【指定正味財産期末残高】	0	0	0
III 正味財産期末残高	36,073,618	34,869,611	1,204,007

表彰・感謝状  
受賞者紹介

◎役員功労者表彰(9名)

市川 励一(高崎)、大野 育夫(高崎)、須郷 弘(高崎)、竹内 普(高崎)、本木 忠美(高崎)、大森 隆博(伊香保)、牧一 芳(子持)、茂木 眞吉(赤城)、松尾 昭彦(吉井)

◎組織充実

功労地区会表彰(1地区会)

「5年連続70%台維持」

伊香保地区会

◎会員増強目標達成賞

(1地区会、1支部)

高崎地区会 長野支部

子持地区会

◎組織充実功労者表彰(4名)

「2年連続3社以上」

高橋 正光(税理士会)

「3社以上」

新井 久男(高崎)、富沢 好隆(高崎)、林進(高崎)

◎厚生制度

推進功労者感謝状(8名)

佐鳥 美佐江(大同生命)、関口 千夏(大同生命)、外

橋和子(群馬)

「一般表彰」

所麗子(大同生命)、北川 友美(AIG)、木幡 義(AIG)、黒澤 眞里子(アフラック)、奈良田 泰明(アフラック)、福田 貴子(アフラック)

◎優良経理担当者表彰(18名)

「特別表彰」

金澤 紗恵子(高崎)、加藤 修司(高崎)、山田 昌一(高崎)、芦澤 努(高崎)、松居 康美(高崎)、河原 雅博(高崎)、小林 治子(高崎)、高橋 和子(群馬)

大竹 智久(高崎)、玉田 和美(高崎)、富永 有佳里(高崎)、尾澤 武(高崎)、岡田 幸恵(安中)、土肥 香里(安中)、阿久 澤康子(榛東)、坂庭 由美子(榛東)、橋本 美枝子(倉渕)、鈴木 由香里(吉井)

(地区会別・五〇音順 敬称略)

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

NEW

がんをきむ  
病気や  
ケガの  
備えに

NEW  
ライフステージの変化に  
ちゃんと応える  
医療保険 EVER



心配な  
「がん」の  
備えに

生きるための  
がん保険  
Days 1



(引受保険会社)

Affiac アフラック

〒370-0841 高崎市栄町 16-11 高崎イーストタワー 13F  
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505  
※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

AFツール-2018-5408-1903006 11月16日

法人会がん保険制度  
法人会医療保険制度



# 令和2年度税制改正に関する提言〈抜粋〉

高崎法人会・税制委員会では会員の声を基に令和2年度向け税制改正に関する提言を取り纏めました。

この提言は、群馬県法人会連合会、全国法人会総連合を経て、全国80万社の法人会会員企業の声として取り纏められます。

## 1、はじめに 地域社会を支える中小企業の蘇生と新たな挑戦の為に

わが国の現下の経済情勢において、デフレからの早期脱却・経済再生が優先課題となっており、財政健全化目標を堅持するとともに、社会保障と税の一体改

革の原点に立ち安定的な恒久財源の確保が望まれている。

また、東北大震災や熊本地震災等々はじめ大規模自然震災の復興は重要な課題である。

一方、世界経済においては内向き保護主義的な政策運営と交渉の軋轢もあり、相互に対抗措置の応酬と重なり、自由主義貿易の構造に不安定さ、軋みが生じ、不確実な変動幅のある展開となってきた。政治の機能不全・リスクから不確実性の芽が蔓延し始めてきている。

〳〳中略〳〳

国・地方を合わせた政府の長期債務残高は、既に危機的な水準に達しており、歳入・歳入両面からの改革を通じた財政健全化は、2025年を控え、もはや先送りのできない喫緊の課題である事は言うまでもな

い。

あわせて、国内の経済環境では、個人消費は偏りのある消費性向も指摘され、地域間格差が顕著に現れ、偏りと跛行性のある横ばいの状況が続いており、わが国の経済成長の下振れが懸念されるところとなつてい

る。景気の腰折れを防ぎ、消費を喚起するとともに、消費税引き上げ後の環境整備を行う観点から、行政手続の簡素化、人材育成・労働生産性向上等々並びに中小企業の事業継続・事業承継に資する税制措置を整備することが最重要な課題となる。

しかし、行政改革、社会保障制度等々の見直しも含めれば財政再建への道のりは厳しいものと言わざるを得ない。痛みを伴う道のりではあるが、歩みだす時であり、先送りをしてきた考えは、改める時である。

わが国の中小企業は、雇用を通じて地域経済や財政に大きく貢献しているが、大企業とは異なる中小企業

柔軟性を生かし、さらに活発に活動できる事業環境を整備等中小企業の特性に着眼した税制の実現が必要であると考える。

特に、円滑な事業承継の実現に向けた税制の抜本的な見直しをはじめ、中小企業の特性に着目し、新たな産業構造の構築を目指した成長戦略と一体となった税制の実現を要望する。地方創生の中でも、新たな創業支援等々だけでなく、業態をただし、経営革新を行い、事業の再編と第二創業に立ち向かう中小零細企業承継には新たな支援が必要であり、幅広く、手厚く施される時でもある。

経営者層の老齢化も進み、技術の伝承、事業承継には、多くの困難を伴っている。

家族間の相続等の課題もあり、新たな制度を立ち上げ、事業承継の推進を図らねば、わが国の産業構造並びに地域社会を支え続けてきた基盤が崩壊の危機に曝される事になる。

地域社会を支えてきた中小零細事業者にとって、安

定的な雇用確保もままならぬ状態が続いており、持続的な成長に必要とされる働き方改革等々も給与等の増額も果たせない状況下にある。事業の継続にも、今後の偏りのある景気動向のもとでは厳しく、依然として予断は許されない状態であり、地域社会を支える重要な産業基盤である中小企業の蘇生と新たな挑戦を行うための更なる税制支援が求められる。

公平・中立かつ簡素な税制に速やかに移行し、努力した人が報われる税制、真面目な納税者が評価され、尊敬される社会をつくるべきである。

## 2、総論

### (1) 行財政改革

厳しい経済状況にあるにもかかわらず、国民には震災復興と社会保障制度の財源確保のためには負担増やむなしとの考え方もあるが、これは国・地方において、ぎりぎりまで行財政改革が行われることを前提としている。

しかし、行政改革の取組みは極めて不十分であり、遅々として進まず。かえって肥大化しつつある。役所の権益を確保する縦割り行政の弊害と行政の執行に偏りのあるとの指摘、懸念がでており、官僚の跋扈が見え隠れしている。官僚組織の昨今の不祥事で国民からの信頼感が大きく損なわれている。

国民に痛みを求める前に「まず臍より始めよ」の認識の下、先ず、国会議員及び地方議会議員が約束を守り、実行すべきである。議員及び政党は、今、約束した公約を果たす時であり、そのことによりはじめて国民の代表として、国民の信頼を得ることができる。

なお、以下について直ちに期限を定めて改革を断行するよう求める。

- ① 国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制
- ② 国・地方公務員の人員削減、人件費の抑制
- ③ 特別会計と独立行政法人などの見直しによる無駄の削減

④ 民間活力を阻害する各種規制を改廃し、民間にできることは民間に任せ成長につなげる。

⑤ 既得権益構造に根ざす『官』から『民』への天下り人事等の禁止

**(2) 安定した**

**社会保障制度の確立**

国、地方を通じて徹底した行政改革の推進を實行しつつ、国民に安心を与える社会保障制度を確立すべきである。

財源等については、広く国民で負担すべき事であるが、担税力等にも配慮すべきであるし、様々な施策執行においての国民の協力支持と理解は政府が信頼に値するか否かが鍵となる。信頼を取り戻すには、議員及び官・行政組織が、国民の付託に応え、約束を履行し、改革を断行する事につぎる。

**3、各論**

**「法人税関係」について**

(1) 定期同額給与の原則の廃止  
会社役員に対する報酬が定期同額の原則から外れた支払いが認められないのは

不合理なので、役員給与の不損金不算入の規則を改め、定期同額給与の原則を廃止すること。

役員給与の本質は職務執行の対価であるから、恣意性のないものについては損金算入されなければならないと考える。

**(2) 法人所得課税**

産業の空洞化を防ぎ、かつ国内の雇用確保と域内の経済活性化に資するため、法人課税実行税率の更なる引き下げをできるだけ早い時期に行うこと。

**(3) 中小企業の**

**法人税率の軽減**

大企業とは環境の異なる中小零細企業であるがゆえ、  
① 現行800万円の軽減税率適用所得金額を4000万円程度に引き上げ、  
現在15%（時限的）の軽減税率を更に一段と引き下げる。

② 最高税率も国際競争力強化策として、近隣諸国並みの法人実効税率に引き下げる。

③ 域内の経済活性化に寄与する中小企業がより一層

元気の出る税制にすべきである。

**(4) 不良債権の損金算入**

不良債権の実態に応じ、最大99%までの損金算入を認めるべきである。

**(5) 冠婚葬祭費等**

社会通念上、通常必要とされる冠婚葬祭費等に際して支出する祝金・香典・花輪等は地域に根ざした経済取引環境下にある中小零細企業にとつては広告費的要素が強いので損金算入を認めるべきである。

また、その支出の目的に応じた社会通念上必要と認められる祝金、香典等又は受領者側で益金に計上される事によって二重課税となるものについては、交際費課税の範囲から除外すべきである。

なお、800万円までの交際費の全額損金算入は、法制化を行い継続した措置となるようにすることが妥当である。

**「事業承継関係」について**

(6) 相続税  
事業継承の意欲と努力し

た人が報われる事業承継が出来るようにするため、事業承継に関わる事業承継者（相続人）の相続税の軽減措置を講ずること。

特に、事業に使用している土地は事業運営の根幹をなすものであり、承継する相続税の中でも大きな課税となっており、事業承継の推進を図る上で、農業相続人の特例農地並みの評価とすること。

**(7) 事業承継税制**

新たな事業承継税制が創設されたが、要件等の適用を考慮し、更なる緩和並びに実態に即した要件への改善整備が必要である。

欧州主要国では相続税体系は多様なが、事業承継税制を優先させる考え方は一致している。わが国でも中小企業の活性化を目的に「事業用資産を一般資産と区分し、事業用資産の課税を軽減又は免除する」本格的な事業承継税制の創設を求め。

**(8) 事業承継時の未上場株式の評価方法について**

中小企業の未上場株式の

評価方法を見直すべきである。経営権の安定した承継のために要件を整え、「払い込み金額による評価(旧額面)」とすべきである。

(9) 相続・贈与による取得  
資産の取得価格について  
相続人や贈与を受けた者が相続、贈与によって取得した資産(土地・建物・有価証券他)の取得価格は、相続税、贈与税を計算した時点の評価額とすべきである。

「その他」

(10) 消費税  
税率を上げるとは、中小零細企業者にとって、過重な費用と事務の負担をさせることになるため一定の救済措置が必要である。  
また、取引相手から、不当な仕入代金の減額、買いたたき、購入の強制等、増税分を適正に価額に転嫁できないことの無いよう、必要に応じた監視や措置が求められる。

る。民意を反映し、再度検討する必要がある。

(11) 二重課税の廃止

酒税・ガソリン税と消費税等、二重課税は、速やかに廃止すべきである。

(12) 個人所得税

累進税率区分や諸控除の見直し、均等割の創設等、個人所得課税を抜本的に見直すべきである。

(13) 年金課税の廃止

老後の安定のための年金である。老後の生活保障を自助努力に頼る面は多いが、更に年金に課税されたのでは何の為の年金か。年金課税を速やかに廃止すべきである。

(14) 少子化対策

晩婚率、未婚率の高さ、及び出生率の低さが少子化の理由だが、現在行われている対策は子育て支援が中心である傾向が強いと思われる。先進各国の良い制度を採り入れ、子育て支援と並行して、晩婚と未婚への対策が必要である。低所得者の未婚率の高さを鑑み、税制面からも結婚適齢世代が結婚し、子供を産み育てる

ことができる社会づくりと環境づくりが必要である。

(15) 印紙税の廃止

現在の経済取引は、事務処理の機械化、取引形態の変化により作成される文書の形式や内容が変化し、電子決済、ペーパーレス化等が進み、電子契約等は非課税であることなど、文書課税としての印紙税には不合理・不公平な現象が生じている。

大企業と下請け構造となつている中小零細企業間では発注側と受注側では取引文書の取扱いにより課税に大きな偏りが生じており、公平・中立性に欠ける。  
また、印紙税は、所得、資産の保有、消費のいずれにも該当せず、その点でも特異であり、時代錯誤的な税目となつており、印紙税は廃止すべきである。

「地方税関係」について

(16) 固定資産税の見直し

全国的に地価が下落している実勢から見て、税負担が重い。早期に固定資産税、都市計画税の抜本的な見直しを実現してほしい。

また、時価の算定は収益還元方式を重視して算定を見直すように改めるべきである。

(17) 事業所税

①事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止を求める。  
②中核都市(人口30万人以上)等だけに課税され、課税対象となる基準等が不公平であるため廃止を求める。

(18) 外形標準課税

経済の波をかぶりやすい中小零細企業には大きな負担増となる外形標準課税は資本金1億円以下の企業には課税すべきではない。

「電子申告・電子納税」E-TaxとeLITAXについて

(19) 電子申告の規格統一

大規模法人の電子申告義務化等の新聞記事が発表されたが、国税職員の事務負担軽減のみを目的に導入を図るのではなく、利用者の事務軽減を図るべく省庁間の垣根を取り払い、国税と地方税を同じシステムで電子申告・納税できるように、

eTaxとeLITAXの規格を統一すべきである。

(20) 電子申告の利用促進

電子申告・電子納税のさらなる利用促進に向けて、インセンティブとしての法人・個人に対する恒常的な税額控除制度等の創設を求める。

「共通番号制度」について

(21) 共通番号制度

共通番号制度は、すでに動き出しているが、その取扱い方法や取扱う人の認識により、その扱い方が全く違つたものとなつている。信頼性を確保した推進並びに執行を望む。公平で効率の良い社会保障制度の基盤として、納税や年金、医療などに関する手続きの簡素化、事務の効率化による行政コストの削減などにつなげ、行き過ぎた管理社会・管理国家にならないことを望む。

また、公務員であるから大丈夫という間違つた感覚で取扱う場合も散見され、データの漏えいやシステムの管理等には徹底したセキュリティ対策が必要である。

# 懸念されていた糖尿病の有病者が、初めて1千万人の大台に

医療ジャーナリスト 大谷 克弥

予備軍も同じく1千万人で、もはや「国民病」との説も

生活習慣病の中で最も警戒を要すると言われていた糖尿病を強く疑われる成人が、昨秋の国の調査で1千万人を数えたことが明らかになりました。前回4年前の調査より50万人増え、初めて1千万人台に上ったことから、国は今後も増加は必至とみて、対策に乗り出しています。

に考えていきます。

同時に、有病者とは言えないものの、糖尿病である可能性を否定できない人いわゆる予備軍も1千万人に上ると発表されました。こちらは前回より100万人減っていますが、有病者と予備軍の双方を合わせると2千万人になるのですから、これは由々しき数字と言えます。日本では以前から、成人の5人に1人以上がかかる病気を国民病と言ってきた歴史があります。糖尿病もその1つになったという説も浮上しています。

糖尿病とは膵臓から分泌されるインスリンの働きに支障が生じ、血糖値の高くなる病気で、1型と2型に大別されます。

1型は子供や若年者に多く、全体の1割ほどですが、膵臓の細胞が破壊されるの

で日常的にインスリンの注射が欠かせません。一方、残り9割を占める2型は中高年者に多く、一般的に糖尿病と言えば2型のことです。加齢や喫煙のほか、過食、運動不足、ストレスなどが発症の引き金になります。

2型を性別で見ればやはり男性に多く、今回の調査でも男性は50歳代で12.6%、60歳代で21.8%、70歳以上で23.2%が有病者でした。女性の有病者は50歳代が6.1%、60歳代が12.0%、70歳以上が16.8%でした。

**本体そのものよりも、合併症の方がはるかに怖い病気**

先述の通り糖尿病とは血糖値の高い状態が続く病気で、それ自体は「痛くも痒くもない」などと言われませんが、怖いのは放置していると出現してくる合併症です。これは糖尿病が原因で起きる別の病気のことです。特に網膜症、神経症、腎症が3大合併症とされ、一般の人に分かりやすいように「目に来る、足に来る、腎に来る」と警告されています。

初めの網膜症は、網膜に出血などの障害が起きて視力が低下していき、年間に約3千人もが失明に至っています。次の神経症とは、全身の末梢神経に血液が届かなくなるために発症する病気です。特に足先はちよつとした傷や水虫からも壊疽に進行し、治療法がないため年間に2万人近くが切断手術を受けています。最後の腎症は、腎臓の小さな血管が詰まって自力では尿を作れなくなる病気で、人工透析が必要になります。現在の透析患者は約33万人ですが、そのうち約44%は糖尿病性で、年間にほぼ5千人のペースで増えています。

このほかの怖い合併症としては、生命の危機に直結する脳梗塞や心筋梗塞が挙げられます。高血糖の状態が長く続くと動脈硬化が進み、血液の通り道が狭くなる上に血栓ができて、脳や心臓の細胞に酸素や栄養が届かなくなるからです。この動脈硬化は、全ての病気に大なり小なり関わってきます。

今回の調査では有病者1千万人のうち23.4%、つまり、234万人もが何らかの治療を受けていないことが明らかになり、国を愕然とさせました。予備軍を加えるとその倍になるのですから、糖尿病とは何か、どう対処すべきかについて、中高年の方々は基本的な知識を身に付けておく必要があります。

糖尿病は初期だと自覚症状がほとんどない厄介な病気なのですが、分かりやすい説明として「3多1少にご用心」と言われます。「3多」とは「喉が渇くので水を多く飲む」「従ってトイレの回数が多くなる」「お腹が空いて多く食べる」とです。

多食するので必然的に初めは太ってきますが、これが「1少」、つまり体重が少なくなると重大な赤信号です。食べた栄養は尿に混じって流失してしまうので、筋肉のたんぱく質や脂肪をエネルギーにするようにと脳から指令が出て、痩せていきます。食べてもスリムになるので、ダイエットのせいなどではなく、寿命が減っていくことだと覚えましょう。

教育コンサルタント 和田恒美

**職場用語**  
**敬語三種**

**に強くなるろう**

**言葉遣いが会社と自身の品格を上げる**

人手不足の中、新しい社員が会社に入ってきました。彼らが会社に入り先ずもって戸惑うのは、会社での言葉遣いがあると耳にします。

学生時代との友人をはじめとする周囲との対話環境とは一変するだけに、その戸惑いと不安は理解もできません。

といっても不安や戸惑いを放置できるものでなく、お客様や上司との対話力を上げるためには、正しい言葉遣いを知り、相手に合った対話する力を身に付けていかななくてはならないのです。まさに、「知る、身に付ける」ことが最大の力になるのです。常用的に使う職場用語、

そして若い人が不得手とする敬語を一覧として整理してみました。

相手に年齢や立場に相応しい「話し方、言葉遣い」は仕事を円滑にするためだけでなく、会社と使う本人の品格も上げることになり、大きな信頼を寄せるものです。

掲げた職場用語を何度か復誦してみておくと、いざという時にスムーズに話すことができるようになります。

また敬語は、尊敬語（相手を敬う気持ちの表現）、謙譲語（自分や自分側をへりくだった表現）、丁寧語（語尾を丁寧にする。頭に「お」「ご」をつける）の三種を使い分けてこなすことが求められます。

敬語も、あまり馬鹿丁寧が過ぎると、相手に不快な気持ちを抱かせてしまう危険もありますので、注意も必要です。

自分では正しく使っている敬語だと思いついでいても、意外にそぐわないものであったりすることがありますので、注意していきたいものです。

また、最近では若い世代を中心に、「見れる」（正しくは「見られる」といった「ら抜き言葉」が日常的に使われていると文化庁の国語に関する世論調査でも出ています。

相手に正しく伝わらず、コミュニケーションがとれないこともありますので、「ら抜き言葉」は使わないよう心掛けることが大事です。

職場用語や敬語のマスターが早く仕事に馴染むポイントです。たかが職場用語や敬語ですが、されど職場用語や敬語なのです。

**敬語三種**

尊敬語	謙譲語	丁寧語
<ul style="list-style-type: none"> <li>・部長がみえました</li> <li>・部長がいらっしゃいました</li> <li>・部長が来られました</li> <li>・部長がおっしゃいました</li> <li>・部長が言われました</li> <li>・部長が召し上がった</li> <li>・部長が呼びです</li> <li>・部長がお書きになった</li> <li>・部長がお読みになった</li> <li>・こちらにご住所とお名前をお書きください</li> <li>・もう一度、お越し頂けませんでしょうか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（わたしどもの）部長がまいります</li> <li>・部長の山田が申しております</li> <li>・山田様のお話をうかがいまして</li> <li>・山田様にお会いしたいのですが</li> <li>・3時にはそちらへお伺いしますので</li> <li>・荷物を渡しがお持ちいたしましょうか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ただ今、席をはずしております</li> <li>・わたくし、日本商会の山田でございます</li> <li>・ご立派な社屋ですね</li> <li>・お手紙を拝読させていただきました</li> <li>・本日はわたしどものために、わざわざお越しいただきまして恐縮でございます</li> </ul>



**職場用語**

- ・わたくしどもの会社、わたくしどもの社長の山田が…
- ・どのようなご用件でしょうか
- ・恐れ入りますが、お名前をお伺いいたします
- ・少々、お待ちください
- ・ただ今、部長の山田は席をはずしております
- ・外出いたしております。3時には戻る予定でございます
- ・戻りましたら、お伝えいたします
- ・折り返し、こちらからお電話いたします
- ・念のため、お電話番号をお伺いいたします
- ・メモのご用意はよろしいでしょうか
- ・いつもお世話になっております
- ・誠に申し訳ございません
- ・ただ今、そちらへ向かっております
- ・担当の者がお伺いいたしますので、お待ちください
- ・かしこまりました
- ・お話し中、誠に恐れ入りますが…
- ・失礼いたします、今後ともよろしくお願ひ申し上げます

労働法改正

# 働き方改革で変わる これからの賃金制度

★最近の司法判断から  
★見えてくるもの

特定社会保険労務士  
小島 信一

ショッキングな判決

政府が主導する働き方改革を受けた労働法の改正が行われ、本年4月から年次有給休暇の5日強制付与、管理者に対して労働時間の状況把握を義務づけるなど、明らかに今までとは趣の異なる企業経営が求められるようになっていきます。

経営者は、これら時代の流れに戸惑い、働き方改革自体に半信半疑であるため、自社の改革が進まないといった状況です。  
今後は、残業時間の上限規制、正規と非正規の格差是正を図る「同一労働・同一賃金」が急ピッチでやっ

実は、働き方改革で一番のキモとなるのは、同一労働・同一賃金かもしれませぬ。そのことを先取りしたような裁判例が本年2月20日に出ました。

東京高裁の例ですが、東京メトロの売店で働く契約社員ら4人が、正社員との待遇に格差があるのは不当だとして、手当の差額など約5000万円の支払いを東京メトロ子会社「メトロコマース」（東京都）に求めたのです。  
請求の大半を棄却した1審判決は変更され、原告2人への退職金不払いは「違法」だとして、同社に220万円の賠償を命じたのです。最高裁まで行くのか、

ここで和解するのか分かりませんが、同一労働同一賃金を巡り、このようなショッキングな裁判例が最近多く出ています。

最近の裁判例

昨年6月に、最高裁で今後の実務を方向づける同一労働・同一賃金に関する2つの判決（ハマキョウレックス事件、長澤運輸事件H30・6・1最高裁第二小法

事件名	請求	認容	判決日
日本郵便事件	外務業務手当、年末年始勤務手当、早出勤手当、夏季年末手当、住居手当、扶養手当	年末年始勤務手当、住居手当、扶養手当	大阪地裁 H30.2.21
九水運輸商事事件	通勤手当	通勤手当	福岡地裁 H30.2.1

廷判決）が出たように、最近「不合理な格差の禁止（同一労働・同一賃金）」を先取りした裁判例が次々に出ています。

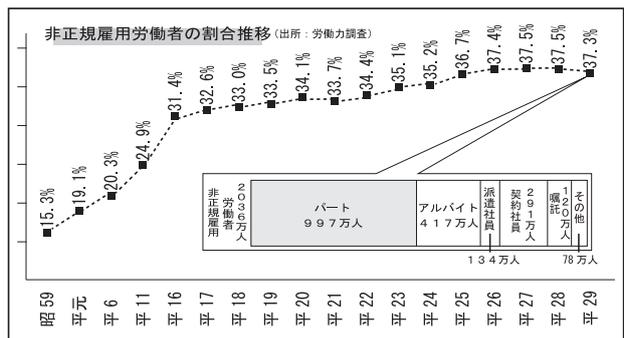
とくに、正社員に支給されている各種手当を非正規である、パートや定年後退職して再雇用された嘱託にも支払って欲しい、というケースで争いが見られます。

【日本版】  
同一労働・同一賃金

同一労働・同一賃金とは、そのまま解釈すると、「同じ仕事をしているのだから、同じ賃金とすべき」ということになりません。

ただ、今回の改正は、「日本版」との冠がつく通りに、欧米に見られるような厳密な意味での「同一労働・同一賃金」ではありません。

根拠法は、改正されたパート・有期雇用労働法です。そのため、正社員間というより、正社員と非正社員の間の格差を射程にしています。



我が国の場合、バブル崩壊後あたりから、パートやアルバイト（フリーター）・契約社員・派遣といった「有期雇用」で、正社員と異なる採用形態で雇用される労働者が増加し、現在、全体の4割を占めるまでになっています。

特徴としては、労働契約に期間を定めることで雇用調整しやすくし、賞与や退職金が支給されない、時給であり、正社員を時給に換算した場合と比べ

一般に低額になっている、昇給する場合もあるが、あまり大きく上がることはない、などがあります。

つまり、人件費の調整弁になつていく感があります。会社によっては、仕事内容がほとんど変わらないにもかかわらず、このような低待遇の許容を求めるケースもあり、社会問題化してまいりました。

今回の改正は、ここが是正されたのです。

**今後の実務対応**

それでは、企業は今後、どのような実務対応が必要なのでしょう。

平成30年12月28日に、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（以下「指針」といいます）」が発表されましたので、この指針をもとに就業規則を変更し、運用していくことです。

まず、一番キモとなる「基本給」ですが、額を決める

ときの要素をはつきりさせることです。

指針では、①労働者の能力または経験、②業績または成果に応じたもの、③勤続年数に応じたもの、の3つの例についてこういう場合は違反です、こういう場合は違反していません、と具体的な記載がありますので、その記述を参考に制度設計していきます。

経営者の思い付きやその場しのぎで基本給を決めてきたような場合は、是正が必要です。

基本給を決める「要素」は何か、それをクリアにしない限り「差」について説明できなくなり、その要素に応じた額も決めることはできません。

我が国の場合、総合決定給といつて、基本給を決める要素に年齢、能力、業績、やる気、勤続、仕事内容などを「総合的」に勘案して決める、という決め方が多いため（要はあいまいなのです）、この基本給を決め

るときの要素を明らかにする、ということ自体が実はハードルが高くなっています。

例えば、勤続年数で基本給を決める場合、パートと社員で勤続年数が同じならば同じ額を支給しなくてはなりません。

また、この理屈で考えると、60歳超の嘱託が一番高い基本給額ということになります。

これに違和感を感じるならば、勤続年数で基本給を決めない方がいいのです。

なお、基本給の決定要素がはつきりしたら、次はどうやってそれが上がったか、下がったか、を説明します。

通常は、評価制度とリンクさせるような制度が一般的です。

このように、基本給を決める「要素（モノサシ）」をはつきりさせ、それを一貫させて、評価して賃金を決める、というサイクル（賃金制度）を作ることが重要

になってきます。

**退職金・賞与**

賞与については、指針に

よると「会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについて、通常の労働者と同一の貢献である短時間・有期雇用労働者は、貢献に応じた部分につき、通常の労働者と同一の支給をしなければならない」と定められています。

つまり、基本的には非正規社員にも賞与を払うことが原則となります。

なお、「貢献に応じた部分」をどう考えるか、が実務上のポイントになります。

半分なのか、4分の1なのか、同様に払うのか、について検討しなくてはなりません。

なお、退職金についてはガイドラインでは触れていないので、自社の退職金の支給要件（なぜ払われるのか）を明確にし、非正規と差があるのはどうか、を考慮して払うのか払わないの

か、払うとしたら額をどうするのか、について制度設計します。

**おわりに**

以上、同一労働・同一賃金について、述べました。非正規社員のいない会社は、あまり関係ないといえます。ただし、定年退職後の60歳超社員（期間雇用者）が一人でもいる場合は、該当しますので注意してください。

見てきたように、かなり難しい対応を求められているのが今回の法改正です。パートだから賞与がない、退職金がない（それが常識でしょ、みたいな）、という説明をした場合、「説明したことになる」と前述のガイドライン（案）に記載されていました。

人事制度をしっかり作っていない、不合理な格差が出ないような運用が求められることになり、よくよく準備して取り組んで下さい。

優秀賞・女性部会賞作品（15点）

第10回小学生の税に関する  
絵はがきコンクール

～ 女性部会 ～

このコンクールは法人会の租税教育活動の一環として、高崎税務署管内の小学6年生を対象に行われ、応募総数3,181点の中から、82点が入賞しました。そのうち、最優秀賞他11点を裏表紙に、優秀賞10点、女性部会賞5点をこの項にてご紹介いたします。

入賞作品は2～3月の確定申告期間中に確定申告会場前にて展示を行いました。また、応募いただいた作品は下記の日程にて展示を行います。

- ◆高崎市役所 8月20日～8月26日
- ◆渋川市中央公民館 7月29日～8月2日
- ◆安中市文化センター 7月24日～8月7日
- ◆高崎市役所群馬支所 8月6日～8月20日
- ◆吉岡町文化センター 7月23日～7月30日
- ◆榛東村南部コミュニティセンター 7月19日～7月27日

(平成30年度卒業生の作品)



優秀賞

渋川市立古巻小学校  
大泉利仁さん



優秀賞

高崎市立寺尾小学校  
菅原瑞規さん



優秀賞

高崎市立西小学校  
三田村咲来さん



優秀賞

高崎市立北部小学校  
松本逢夢さん



優秀賞

高崎市立馬庭小学校  
五十里詩音さん



優秀賞

高崎市立国府小学校  
小林奏乃さん



優秀賞

渋川市立渋川北小学校  
藤川陽風さん

# 小学生の税に関する絵はがきコンクール



浜川市立中郷小学校  
針塚美瑠さん

優秀賞



高崎市立中室田小学校  
野尻柚葉さん

優秀賞



高崎市立金古小学校  
成願ひなのさん

優秀賞



榛東村立北小学校  
千木良心 優さん

女性部会賞



高崎市立長野小学校  
善養寺仁愛さん

女性部会賞



安中市立西横野小学校  
五明奏那さん

女性部会賞



浜川市立豊秋小学校  
剣持七碧さん

女性部会賞



高崎市立北部小学校  
石井愛奈さん

女性部会賞

法人会女性部会

## いちごプロジェクト

### 直射日光を避けて涼しい部屋を作ろう!

涼しい部屋を作るには直射日光を防ぐことが重要です。窓にすだれを掛けたりグリーンカーテンを作って日陰を作ると、見た目も涼しげで素敵なインテリアになります。断熱フィルムや遮光カーテンを利用しても効果があります。ビー玉やおはじきを入れた金魚鉢を飾ったり、昔ながらの風鈴や水につけて使う和紙の水うちわなど、目や耳で涼しさを楽しむのもオススメです。

### 「いちごプロジェクト」とは?

「いちご」のネーミングは、2011年夏の節電目標「15%」に由来しています。いちごは「毎年実をつける多年草」であり「全国各地で広く栽培」されます。そのイメージを、毎年女性部会が全国的に継続して取り組む社会貢献活動に重ねました。

## みんなで出来る夏の節電対策

### 風の通り道を作ろう!

同じ温度でも風があると人は涼しく感じます。エアコンと扇風機を一緒に使って体感温度を下げましょう。冷たい空気は下へ溜まりやすくなるので、扇風機をエアコンと向かい合わせて置き、頭を上に向けてと効果的です。また、帰宅したらまず窓やドアを2カ所以上開けて風の通り道を作り、こもった熱気を外に出してからエアコンを使うと、より冷気が循環しやすくなります。

## 基本となる9のメニュー

- ①室温 28℃を心がける。
- ②“すだれ”や“よしず”などで窓からの日差しを和らげる。
- ③無理のない範囲でエアコンを消し、扇風機を使用する。
- ④日中は不要な照明を消す。
- ⑤テレビは省エネモードにするとともに、画面の輝度を下げ、必要な時以外は消す。
- ⑥炊飯器は朝にタイマーで1日分まとめて炊いて、冷蔵庫等に保存する。
- ⑦冷蔵庫の設定を「強」から「中」に変え、扉を開ける時間をできるだけ減らし、食品を詰め込みすぎないようにする。
- ⑧温水洗浄便座の温水のオフ機能、タイマー節電機能を利用する。上記の機能がない場合、使わない時はコンセントからプラグを抜く。
- ⑨リモコンではなく、本体の電源を切る。

女性部会

令和元年 定時総会を開催

岩井部会長を再任

女性部会は、六月十九日(水)マリエール高崎において、定時総会を開催しました。

第一部の定時総会は、高崎税務署長 田中正治様、本会会長 横田貞一様をはじめ多数のご来賓と本会役員、部会員合わせて約一〇〇名が出席して開催されました。

次の議案及び報告事項が承認、報告されました。

○議案第一号

30年度収支決算承認の件

○報告第一号

30年度事業報告

○報告第二号

元年度事業計画及び収支予算

○議案第二号

任期満了に伴う役員改選の件

役員改選では、再任・新任を含め四十三名の理事と三名の監事の就任が承認可決され、部会長に岩井加代子氏(高崎・再任) 副部会長に岡田美智子氏(高崎・再任) 佐藤貴江氏(高崎・



新任) 坂田夕エ子氏(渋川・再任) 飯野晶子氏(伊香保・再任) 新井禎子氏(吉岡・再任) 小野関としえ氏(榛東再任)が選任されました。第二部は、群馬県在住である津軽三味線奏者の小山慶一・小山慶宗兄弟をお迎えし、演奏会を開催しました。津軽の歴史を伝える演奏から始まり、現代につながる音楽へと音の可能性の広がりを感じさせ、会場をひとつにまとめあげました。その後、高崎市長 富岡賢治様にご臨席頂き交流会が始まりました。賑やかに異業種交流も含めた有意義な時間を過ごしました。

青年部会

令和元年度 定時総会

新部会長に北形氏を選任

青年部会(竹内一普部会長)は、六月十二日(水)、ホテルメトロポリタン高崎において令和元年度定時総会を開催しました。

総会にご来賓と部会員他を含め、約八十名が出席し、次の議案が原案どおり承認可決されました。

○議案第一号 30年度収支決算承認の件

○議案第二号 任期満了に伴う役員改選の件

任期満了に伴う役員改選では、再任・新任を含め四十五名の理事と三名の監事の



北形新部会長



講師：中山五輪男氏

就任が承認可決され、部会長に北形信也氏(高崎)、副部会長に横田裕正氏(高崎)、三澤俊之氏(安中)、田子英介(渋川)、鈴木明弘氏(箕郷)の五名を選任しました。

総会講演会は、富士通株の理事であり、主席エバンジェリストを務める、中山五輪男氏をお招きし、「AIが創り出す今後30年間の世界」の演題でご講演いただきました。

その後、交流会を行い、参加者相互の交流を深めました。



HAKODA GROUP OFFICE

先を見る 先を見せる会計事務所グループを目指す

箱田税務会計事務所

法人、個人の税務申告・会計業務全般

有限会社 八コダ先見経営

MAS監査サービス 5カ年計画・単年度計画・予実管理

群馬県高崎市新保町163番地 TEL 027-360-5550 URL: <http://www.hakoda-group.com/>

安 中

有限会社 美輪興産

会員企業紹介

代表取締役

舟田 洋介

一、所在地

安中市宿一 一三三―四  
TEL 〇二七―三三二―五〇七五

二、事業概要・会社PR

当社は鋼材の切断、穴  
空け、曲げ等の加工をし  
たものを立体的に組み上  
げ、溶接で仕上げる製缶  
業を営む企業です。安中  
市で昭和52年に私の父が  
創業し、平成10年に承継  
しました。本社は安中市



工場外観



弊社施行の工場内手すり

中秋間ですが、営業所は  
安中市宿1069に旧  
工場、平成25年より所在  
地記載の住所に新工場・  
事務所を設立し、私を含  
め7名で営業をしており  
ます。

三、経営理念

製缶業というとタンク  
や水槽が連想されますが、  
他にもコンベヤー、  
ダクト、通路・手摺の製  
作も行います。CADで  
設計を行い、加工から現場  
施行まで、工場や建物の  
製缶における様々なニ  
ーズに柔軟に対応すること  
で、お客さまにとつて良  
い仕事を行なうことを心  
掛けております。

群 馬

有限会社アド・バルーン

会員企業紹介



代表取締役  
高橋邦夫

一、所在地

高崎市引間町一 二三一―  
TEL 〇二七―三六〇―六二六〇  
FAX 〇二七―三六〇―六二六一

二、事業概要・会社PR

当社は、高崎市旧群馬  
町で総合広告業を営んで  
おります。

チラシ・DM・各種

カード・カタログ・名  
刺・メニユー等の紙製品  
を得意としており、お客  
様との綿密な打ち合わせ  
の元、本当に効果的なデ  
ザインを提供しておりま  
す。また特殊製品として

成功の種は  
多くの失敗に  
隠されている！  
販売代理店「アド・バルーン」が24年の  
丁寧な経験からご案内します。



三、経営理念

金銀白の印刷物の制作が  
可能になりました。  
私たちは広告創造企業  
として、デザインを通じ  
てお客様の仕事の成長に  
寄与します。販売に関す  
ることはどんな事でも解  
決するという信念を持  
ち、魅力的な企画とデザ  
インを提案します。「ア  
ドバルーンは魔法使い」  
です。地域・社会の発展  
の為、私たちはお客様に  
成長と繁栄の魔法を懸け  
続けます。



安心できると、  
新しい未来が見えてくる。

企業保障約37万社

※2018年度末 当社調べ  
企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数



大同生命保険株式会社 群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5(大同生命前橋ビル4F) TEL 027-223-5260



箕郷

箕郷ふるさと夏祭り

箕郷ふるさと夏祭りは、毎年7月の最終日曜日に、ふれあい公園（高崎市箕郷町西明屋740）を会場に開催されるイベントとして、箕郷の夏の風物詩になっております。箕郷ふるさと夏祭りの目玉は、花火大会です。わずか30分間で、間髪入れずに約2,000発を一気に打ち上げる為、特に終盤のスターマインの迫力は圧巻です。また、会場周辺の善地展望台等からは花火を見上げるのではなく、目線と同じような高さで、花火を眺めることができます。

実施され、毎年、多くの方で賑わいます。今年の第39回箕郷ふるさと夏祭りは、7月28日(日)に開催されます。皆様のご来場をお待ちしております。



(写真提供：高崎市箕郷支所)

倉渕

くらぶちこども天文台

平成31年3月16日、「くらぶちこども天文台」がオープンしました。

ドーム内に設置された30cmの反射望遠鏡は、昭和59年に中央公民館に設置されたもので、隣接する少年科学館によって運用されてきました。しかし、東日本大震災によって天体観測ドームが修理不可能なほど損傷し、貴重な望遠鏡が使用できない状態になりました。そこで、昨年倉渕地域にオープンした「倉渕水沼公園」が、街明かりの影響が少なく天体観察に適した場所であり、またトイレや駐車場が整備されていることから、天文台を整備することになりました。



天文台の整備にあたっては、長らく使用することが叶わなかった望遠鏡本体のオーバーホールや、架台部分に自動導入装置（パソコン上で見たい天体をクリックすると自動的に導入できる）を付加するなどの改修を行い移設しました。また、建物は勾配緩やかなスロープ、段差をなくしたバリアフリー対応とし、望遠鏡の接眼部を延長する装置（ワンダーアイ）を装備して小さなお子様や車いすの方もそのまま星空をご覧いただけるようにしました。倉渕の美しい星空をご堪能ください。

Affac

アフラックサービスショップ

募集代理店

(有)井田総合ビジネス

0120-0269-17

〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町469-2

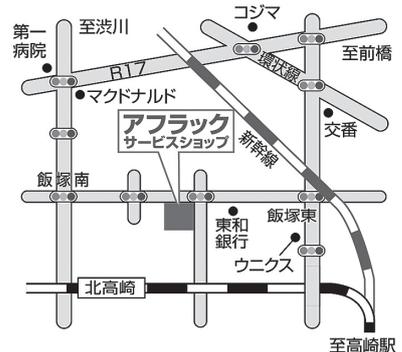
(営業時間) 祝日定休  
月～土曜日 9:00～18:00  
日曜日 10:00～18:00

※日曜日は月1回程度お休みをいただくことがあります

土日  
営業



<http://www.idasogo.co.jp>



赤城

国指定遺跡  
瀧沢石器時代遺跡



大石棒 (渋川市HPより)

瀧沢石器時代遺跡は、赤城山の西麓に広がる台地上に位置し、旧石器・縄文・弥生・古墳・平安時代にかけての複合集落遺跡です。大正15年に発掘調査が行われ、長さ1m、重さ60kgを超える大石棒・炉跡を中心とした住居跡・配石遺構等が発見され、昭和2年には約13haの用地が国指定史跡となりました。



(群馬県埋蔵文化財調査事業団HPより)

瀧沢石器時代遺跡では現在までに、縄文時代の住居跡15軒、平安時代の住居跡7軒の他縄文時代後晩期の大規模な配石遺構(環状石)・中後期の集石遺構や盛土遺構が発見されています。この配石遺構(環状石)は、直径30m以上の大規模なものであり、この環状列石の西端部では大石棒を伴う祭祀が行われていたと思われる。この石棒祭祀跡を中心に石棒・石剣・土偶などの祭祀用具や石器が数多く発見され縄文時代の信仰の姿が伺われます。

新会員・部会員紹介

	①法人名	②代表者・部会員名	③所在地	④業種
青年-箕郷	倉沢	高崎	高崎	
① ホルモン まつき屋 ② 近藤 貴範 ③ 高崎市箕郷町西明屋 ④ 飲食店	① (株)中澤設備 ② 中澤 守 ③ 高崎市倉沢町権田 ④ 配管工	① (株)ディ・アーズ ② 横尾 通世 ③ 高崎市江木町 ④ 小売業	① (株)I-WORKS ② 市野 聡 ③ 高崎市下豊岡町 ④ 建設業	
青年-吉岡	女性-高崎	安中	高崎	
① (有)石子製作所 ② 石子 英樹 ③ 北群馬郡吉岡町小倉 ④ 製造業	① (株)ディ・アーズ ② 横尾 通世 ③ 高崎市江木町 ④ 小売業	① 松廣工業(株) ② 松本 廣幸 ③ 安中市大竹 ④ 総合建設業	① (一財)あんしん財団群馬支局 ② 石原 道浩 ③ 高崎市八島町 ④ 特定保険業	
青年-吉岡	青年-高崎	松井田	高崎	
① 上毛緑産工業(株) ② 高橋 京悠 ③ 北群馬郡吉岡町小倉 ④ 建設業	① (一財)あんしん財団群馬支局 ② 石原 道浩 ③ 高崎市八島町 ④ 特定保険業	① (株)ジュリン ② 宇佐美太基 ③ 安中市松井田町松井田 ④ 建設業	① (株)エレメント電子商事 ② 成田 詩郎 ③ 高崎市上豊岡町 ④ プリント基板製造	
青年-吉岡	青年-高崎	箕郷	高崎	
① (有)南風コーポレーション ② 塩野 明 ③ 北群馬郡吉岡町漆原 ④ 不動産取引業	① 積水ハウス㈱群馬支店 ② 田村 学 ③ 前橋市天川大島町 ④ 住宅建設販売	① ホルモン まつき屋 ② 近藤 貴範 ③ 高崎市箕郷町西明屋 ④ 飲食店	① (株)佐々木工業 ② 石川 岳史 ③ 高崎市八幡原町 ④ 建設業	
	青年-伊香保	吉岡	高崎	
	① (有)玉樹 ② 関口 征治 ③ 渋川市伊香保町伊香保 ④ 宿泊業	① (有)南風コーポレーション ② 塩野 明 ③ 北群馬郡吉岡町漆原 ④ 不動産取引業	① (株)上信観光バス ② 木内 幸一 ③ 高崎市芝塚町 ④ 一般貸切旅客自動車運送事業	
<p><b>問い合わせ先</b></p> <p>(一社)高崎法人会 事務局 〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 506号 電話 027-363-4526 FAX 027-363-4576</p>	青年-箕郷	倉沢	高崎	
	① (株)岡田工務店 ② 岡田 光正 ③ 高崎市箕郷町矢原 ④ 建設業	① アクツエンタープライズ㈱ ② 阿久津 聡 ③ 高崎市倉沢町権田 ④ 飲食業	① 積水ハウス㈱群馬支店 ② 関田 文夫 ③ 前橋市天川大島町 ④ 住宅建設販売	

会社名、住所、代表者、資本金等に変更がございましたら、事務局へご一報ください。

# 日産のカルロス・ゴーン会長兼CEOが 逮捕、勾留され、解・辞任

ジャーナリスト 大津 彬裕

1999年以来19年間、日産の会長兼最高経営責任者(CEO)を務めてきたカルロス・ゴーン氏(64)が2018年11月19日、東京地検特捜部に突然逮捕された。本人は容疑を否定し、弁護士も保釈を要求しているものの、起訴され、証拠隠滅の恐れがあるとして、約3か月間東京拘置所に勾留されている。

有価証券報告書に10〜14年度分の報酬を約50億円分過少に虚偽記載した「金融商品取引法違反」の疑い。12月10日、虚偽記載は15〜17年度分も追加、再逮捕され、計約91億円になった。12月21日には、特別背任の「会社法違反」の容疑も加わって、3度目の逮捕となり、19年1月11日に追起訴された。この事件は、ゴーン氏側近と特捜部の間、日本に導入されて間もない「司法取引」から始まった。特別背任は、2008年

(NMBV)からも2018年4〜11月分まで非開示の報酬10億円近くを受け取ったことも分かっている。

## 会社の私物化

このほか、生誕地のペイリトや幼少期を過ごしたリオ・デ・ジャネイロの自宅用にマンションを海外の子会社を通じて購入させたり(氏はフランスを加え、3国籍を持つ)、姉に年1130万円前後をコンサルタント料として支払ったり、家族旅行の費用を負担させるなど、「会社の私物化」と思える事例も多く挙げられている。

日産だけでなくルノーの内部調査でも、「2016年にベルサイユ宮殿で自分の結婚披露宴を開いた際、約620万円のルノーの資金を私的に流用した疑いがある」と、ルノーでの不正疑惑も2019年2月7日初めて認定された。

逮捕されてまもなく、ルノー、日産、三菱自動車の「3社連合」のうち日産と三菱自動車は会長職と代表取締役を解任した。ルノーは留任させていたが、2019年1月24日辞任を認め、3社の足並みがそろつ

た。この3社は2018年、独フォルクスワーゲンに次ぐ1075万台を販売、前年に続き世界第2位を占めている。

ゴーン氏は約2兆円の有利子負債を抱え、倒産寸前だった日産の「再建請負人」として入社、村山工場など工場5か所を閉鎖、2万1千人の人員削減などのリバイバルプランを押し進めて赤字から立て直し、「救世主」と讃えられた。

取り調べに弁護士と同席を許さず、身柄拘束を長く続けて自分を迫る「人質司法」と酷評される日本の刑事司法制度に対し、欧米のマスコミの論調は厳しい。

日産は時価総額、販売台数、技術力でもルノーを上回っている。それなのに資本関係では、ルノーは日産の43%の株と議決権を持っているのに、日産はルノーの15%しか持たず議決権もない。それにフランス政府はルノーの15%の株を持つ筆頭株主で、経営の独立を強めたい日産に対し、両社の経営統合を推進しようとしている。など複雑な背景もある。半年にわたる公判前整理手続きを経て始まる公判は、どう展開するか。

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



法人会のビジネスガード  
**Business Guard** Series

AIG損害保険株式会社 高崎支店 TEL. 027-363-4122

会社で入る  
医療補償

**ハイパーメディカル**

業務災害総合保険 疾病入院医療費用保険金・疾病入院医療保険金 等セット

政府労災の  
上乗せ補償

**ハイパー任意労災**

業務災害総合保険 地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

B-152291 2020-01

## 第二の人生と、自己実現

㈱アルティスタ人材開発研究所 代表 玄間千映子

人材不足の影響もあり、定年延長が本格的になってきました。いろんな背景があるとしても、高齢者の活躍の場が用意されつつあるのは良い傾向だと思います。とはいえ、やはり中々活動への意欲喚起は思うように行かないというのも実情ではないでしょうか。

例えば、怪我して寝たきりになるとあつという間に足腰が弱くなり、歩けなくなるということがありま

す。これを「廃用症候群」といいますが、この症候は手足や内蔵という筋肉部分だけでなく、心の部分にも起きます。意欲の部分に表れて意欲減退という萎縮状態に繋がると、病気でなくても一気に認知症へと

鎖を断ち切ることが必要です。それには、意欲のタネの見つけ方がポイントです。外部反応を得る先を、少しづらして活動テーマを「世のため、人のため」という目線で、自分の関心と繋がるところから意欲のタネを捉え直してくるのが有効です。すると、直裁的な反応を求めようにも一気に活動の受け手は広がる一方、活動は自分の関心事項でもあるので、承認欲求を抑えながらの活動継続が容易になり、意欲減退が防げます。

2 つめは、体力低下の時です。徐々に生じる体力低下は、すべてがどうでもよく、面倒な気分にしていきます。意欲と体力は活動の両輪です。体力低下は気付かめうちにやってくるので、ここが認知症の発症の分かれ目になりやすい。それを乗り越えるには、この「面倒な気分」が自分の中に生じているかの自覚です。自覚してしまつたら、更に「世のため、人のため」

目を向けましょう。人間は目的達成欲が強いので、目的が明瞭だと「面倒な気分」も抑えやすくなり、意欲と体力の両輪保全も容易になります。

3 つめは、費用対効果を考え出した時です。活動すれば出費もします。人間は合理的生き物なので、反応が得られない出費にはその意義を求めたくなるのです。これへの対策には、自己投資という言葉もあることを思い出しましょう。認知症予防のための、「自己投資」です。

この意欲喚起のためのマインドセットのやり方は、意欲減退している時なら、どんな場面にも使えます。意欲の充満している人は高齢者であっても、社会にとつて宝の山。社会の方から声がかかったら、すかさず外部反応を得る機会に繋げ、社会の中で自己実現を目指しましょう。

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも**集団取扱の割安な保険料**でご加入いただけます。

**NEW**  
がんをきむ  
病気やケガの備えに

NEW/  
ライフステージの変化に  
**ちゃんと応える  
医療保険EVER**



心配な「がん」の備えに

**生きるためのがん保険**  
Days 1



(引)受保険会社) **Affiac アフラック** 〒370-0841 高崎市栄町 16-11 高崎イーストタワー 13F 法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行いません。

©商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。 AFツール-2018-5408-1903006 11月16日

法人会がん保険制度  
法人会医療保険制度

# 税理士会

## 税理士会からのお知らせ

関東信越税理士会  
高崎支部 会報部長 林 克俊

### 無料相談所の開設

本年10月から消費税の軽減税率制度が実施される予定です。消費税に関する相談はぜひ税理士にご相談ください。

税理士会高崎支部では平成31年4月以降も高崎市役所をはじめとして、渋川市役所、安中市役所、吉岡町役場、榛東村役場並びに各市町村の支所等において、無料税務相談を実施する予定です。こちらもぜひご利用ください。詳しい日程は下記の日程表または各市町村広報誌等をご覧ください。

相談所開設時間は高崎本庁、安中市・松井田支所、渋川市、吉岡町、榛東村は13時～16時。高崎市の榛名・箕郷・群馬・新町・吉井支所は13時30分～16時30分、倉淵は13時30分～15時30分

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としています。

### にせ税理士にご注意ください

税理士業務は、有償・無償を問わず、税理士又は税理士法人以外の者が行うことはできません。(注)

ところが、毎年、税理士でない、無資格者によって、不適正な申告が行われるなど、多くの方が被害を受けています。わたしたち税理士は「税理士証票」を携行し、「バッジ(税理士会員章)」を着けています。また、税理士は、必ず税理士会に所属し、日本税理

士会連合会に備える名簿に登録されています。

税理士をお探しの場合は、日本税理士会連合会が管理・運営する税理士情報検索サイト【<https://www.zetishikensaku.jp/>】をご利用ください。

なお、インターネット上に存在する種々の税理士紹介サイトは日本税理士会連合会とは一切関係がありませんので、ご注意ください。



「税理士会員章」

(注)：弁護士(弁護士法人)は、所属弁護士会を経由して国税局長に業務を行う旨を通知することにより、税理士業務を行うことができます

市 町 村 支 所 名	高 崎 市							渋 川 市		安 中 市		吉 岡 町	榛 東 村
	本 庁	榛 名	倉 淵	箕 郷	群 馬	新 町	吉 井	本 庁	本 庁	松 井 田			
2019年	4月	16日							22日	4日			
	5月	21日							19日	9日			
	6月	18日	3日	11日	7日		5日		11日	6日			
	7月	16日							11日	4日		18日	
	8月	20日							22日	8日	16日		
	9月	17日	17日	10日	6日	4日	4日	19日	5日	8日	21日	18日	27日
	10月	15日	17日				25日	16日	8日	7日		15日	29日
	11月	19日	21日					14日	7日				
2020年	12月	17日	3日	10日	6日	4日	4日	11日・12日	5日	16日			
	1月	21日											17日
	2月	18日											
	3月	17日											

相談所開設時間は高崎本庁、安中市、渋川市、榛東村は13時～16時、高崎市の倉淵支所は、13時30分～15時30分、高崎市の榛名、箕郷、群馬、新町、吉井支所は13時30分～16時30分、吉岡町は13時30分～16時

## 税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。  
地域社会に貢献します。 秘密を守ります。



関東信越税理士会高崎支部



シリーズ **経営寸**

「所得拡大促進税制について」

**話**

関東信越税理士会 高崎支部 税理士 臼田 潤

**1. はじめに**

賃上げを行う企業を支援する目的で創設された所得拡大促進税制が今回改正されました。新制度は平成30年4月1日以降開始する事業年度より適用できます。新制度の概要について説明していきます。

**2. 中小企業向け**

**所得拡大促進税制**

青色申告書を提出する中小企業者等（資本金又は出資金の額が1億円以下の法人で、発行済株式又は出資のうち過半数を大規模な法人に持たれていない等一定の条件を満たす法人等を含みます。）が、従業員に支給する給与を前年度より増加させた場合において、一定の要件を満たしたときは、支給した給与総額のうち前年度より増加した部分の金額の15%を法人税の額から控除できます。さらに一定の要件を満たした場合

ができます。ただし、税額控除は法人税額の20%が上限となっております。15%の税額控除を受ける

場合には、継続雇用者（今年度と前年度の2年間、毎月給与の支給を受けていて、雇用保険の一般被保険者である等の要件を満たす従業員をいいます。よって、例えば中途入社や退職した従業員は除かれます。）に支給した給与について、今年度の支給額が前年度の支給額よりも1・5%以上増加していることが要件となっておりません。なお、25%の税額控除を受ける場合には、今年度の継続雇用者に対する給与支給額が前年度の支給額よりも2・5%以上増加していることが必須で、さらに、今年度の教育訓練費の額が前年度よりも10%以上増加していること、又は今年度末までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受け、確実に経営力向上が行

われたことが証明されていること、のいずれかを満たすことが要件となっております。

**3. 大企業向け**

**所得拡大促進税制**

青色申告書を提出する中小企業者でない法人が、従業員に支給する給与を前年度より増加させた場合において、一定の要件を満たしたときは、支給した給与総額のうち前年度より増加した部分の金額の15%を法人税の額から控除できます。さらに一定の要件を満たした場合には、20%を控除することができます。ただし、税額控除は法人税額の20%が上限となっております。15%の税額控除を受ける

場合には、継続雇用者に支給した給与について、今年度の支給額が前年度の支給額よりも3%以上増加していることと、設備投資を行っていること（今年度の国内設備投資額が今年度の

減価償却費の90%以上であること）の2つの要件を満たしていなければなりません。なお、20%の税額控除を受ける場合には、前述の2つの要件に加えて、今年度の教育訓練費の額が過去2年間の教育訓練費の額の平均値よりも20%以上増加していることの3つの要件を満たす必要があります。大企業向けの制度は、中小企業向けの制度に比べると要件が厳しくなっております。

**4. おわりに**

所得拡大促進税制は法人の規模により税額控除できるための要件が異なりますが、改正により要件の判定も簡素化され、適用しやすくなったと思います。今回は細部までご説明できませんでしたが、ぜひ本制度のご活用を検討してみてくださいいかがでしょうか。

中小・小規模事業者向け

＼キャッシュレスでの支払いに対して／

# ポイント還元を 実施します！

《キャッシュレス・消費者還元事業》

**実施期間** 2019年10月1日～2020年6月

## 【制度概要】

- ☑ 10月1日以降、対象の店舗でキャッシュレス支払いをした方にはポイント還元等を実施。
- ☑ 対象店舗への、キャッシュレス決済の導入を支援。

中小・小規模事業者の皆様を支援します！

### 対象キャッシュレス手段

電子的に繰り返し利用できる決済手段  
(例：クレジットカード、電子マネーQRコード等幅広く対象)

### 決済導入支援

事業者の皆様  
に端末導入の  
ご負担は  
ありません！

制度を使えば  
決済手数料 3.25%以下！  
更に実施期間中は国がその1/3を補助。

# キャッシュレス・消費者還元事業の メリット

メリット  
1

今なら端末導入の  
ご負担なし！

端末本体と設置費用などが無料。



軽減税率対策  
補助金対象の  
端末支援についても  
比較・検討ください！

メリット  
2

決済手数料  
3.25%以下！



さらに  
実施期間中は、  
国が  
その1/3を補助

メリット  
3

消費者還元で  
集客力UP！



メリット  
4

レジ締め・現金  
取扱いコストを省いて  
業務効率化！



4月から対象店舗の登録開始！

通常より  
簡単に契約が  
できます！

決済事業者が  
プランを提示



その中からの望ましいプランを  
選択して申込み

※一部、対象外となる取引や業種があります。

お問合せ先



ポイント還元問合せ窓口（中小・小規模事業者向け）

0570-000655

受付時間：平日10：00～18：00（土・日・祝日を除く）

※一般電話からは市内通話料金で  
ご利用いただけます。

本制度の詳細については、ホームページに掲載予定！

<https://cashless.go.jp>

# キャッシュレス決済端末の 支援について

《軽減税率対策補助金とキャッシュレス・消費者還元事業の比較》

## 制度概要

### 軽減税率対策補助金

本制度は、飲食料品等を扱う中小・小規模事業者の軽減税率対応を支援する目的から、複数税率対応のレジと併せて、付属機器として決済端末等を導入する際に係る費用を補助することとしている。

中小・小規模事業者が購入するもの

- ①複数税率対応のレジ本体
- ②レジに付属する機器（決済端末を含む）
- ③設置に要する経費

必要な経費の1/4を  
中小・小規模事業者が負担、  
残りの3/4を国が補助

### キャッシュレス・消費者還元事業

本制度は、消費税率引上げ後の消費喚起と中小・小規模事業者のキャッシュレス化を推進する目的から、決済手数料の補助に加えて、キャッシュレス決済端末の導入に係る費用を幅広く補助することとしている。

本制度に参加する各決済事業者が提供するもの

- ①キャッシュレス決済端末
- ②決済端末の利用に必要な付属機器
- ③システム利用料、設置費用等
- ④タブレット、スマートフォン等

自己負担なし

## 制度の活用パターン

### 中小・小規模店舗

飲食料品等を販売し  
軽減税率対応が  
必要な事業者

軽減税率の対象となる  
飲食料品等を  
販売していない事業者

複数税率対応のレジを  
導入したい場合

レジの導入

軽減税率対策  
補助金を活用

レジ本体

費用の1/4が自己負担  
(3/4を国が補助)

複数税率対応のレジに併せて  
キャッシュレス決済端末等も  
導入したい場合

レジの導入

軽減税率対策補助金を活用

レジ本体＋  
決済端末等（付属機器）

費用の1/4が自己負担  
(3/4を国が補助)

キャッシュレス決済端末等を導入したい場合

キャッシュレス決済端末等の導入

キャッシュレス・消費者還元事業を活用

決済端末等

※本制度に参加する各決済事業者が提供するもの  
※補助期間終了後も契約を継続する場合は、決済端末等も引き続き利用可能

自己負担なし

(国が費用の2/3負担、決済事業者が費用の1/3負担)

どちらの補助制度を  
活用するかを選択



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry



# 第10回 せい 税 かん に関する え 絵はがきコンクール

(平成30年度 卒業生の作品)



【税理士会支部長賞】  
高崎市立西部小学校

小宮山 凜 さん



【高崎税務署長賞】  
安中市立西横野小学校

清水 心 さん



【最優秀賞】

高崎市立長野小学校  
大山 由 莉 さん



【渋川市長賞】  
渋川市立豊秋小学校

川原くるみ さん



【高崎市長賞】  
高崎市立滝川小学校

矢野こはる さん



【高崎法人会青年部会長賞】  
安中市立安中小学校

新井 莉穂 さん



【高崎法人会会長賞】  
高崎市立浜尻小学校

石井 文乃 さん



【榛東村長賞】  
榛東村立北小学校

工藤 遙 さん



【吉岡町長賞】  
吉岡町立明治小学校

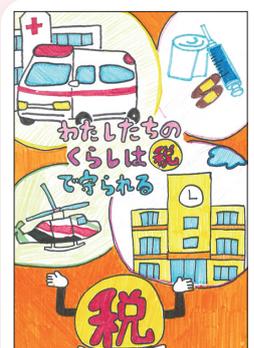
小林 美惺 さん



【安中市長賞】

安中市立原市小学校

星野 莉那 さん



【高崎法人会女性部会長賞】  
高崎市立六郷小学校

高橋 海帆 さん



表彰式  
H31・3・10開催



審査会  
H31・2・25開催

※優秀賞はP13～14に掲載しています。

# 法人だより

No.173

新町七夕まつり & オトナヨミセ



表紙説明はP.26

(一社) 高崎法人会  
令和2年度 税制改正要望意見書

職場用語・敬語三種に強くなろう

働き方改革で変わるこれからの賃金制度

第10回税に関する絵はがきコンクール  
優秀作品紹介

高崎税務署管内 税務協力団体

 一般社団法人 高崎法人会

高崎地区会 渋川地区会 安中地区会 群馬地区会 榛名地区会 松井田地区会 伊香保地区会 箕郷地区会  
吉岡地区会 榛東地区会 子持地区会 倉渕地区会 新町地区会 北橋地区会 赤城地区会 吉井地区会